

平成29年勝浦町マラソン議会（12月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成29年12月15日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 12月15日 午前9時30分 議長 節 公 一

散会 12月15日 午前11時43分 議長 節 公 一

1 出席及び欠席議員

○出席議員（9名）

1番	仙才守	2番	松下一一
4番	麻植秀樹	5番	松田貴志
6番	節公一	7番	国清一治
8番	森本守	9番	井出美智子
10番	大西一司		

○欠席議員（1名）

3番 美馬友子

1 会議録署名議員

4番 麻植秀樹 9番 井出美智子

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
企画総務課長	山田徹	福祉課長	岡本重男
産業交流課長	海川好史	住民課長	中瀬弘晴
建設課長	柳澤裕之		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 河野稔彦

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）について

日程第5 議案第2号 平成29年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第3号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第4号 職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第5号 勝浦町企業立地促進条例の制定について

日程第9 町民の声に対する質問

日程第10 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（節 公一君） 皆さんおはようございます。

ご存じのとおり、ことしの漢字一文字は北ということですが、きのう四国大学の書道ガールズがパフォーマンスでことしの漢字というのを書いておりました。その文字は地方創生という字で、ああ、もう大学生も地域のいろいろな取り組みに対して興味を持ってきているんだと、今後勝浦町また議会としても、四国大学との交流に期待したいと思っております。

それでは、ただいまから平成29年勝浦町マラソン議会12月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（節 公一君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

美馬議員から欠席の届け出が出ていますので報告しておきます。

会議等への出席状況を報告いたします。

11月19日から22日まで、東京都で開催された地方自治法施行70周年記念式典，議長研修並びに第61回町村議会議長全国大会に私が出席しました。

11月24日，勝浦町で開催された四国大学勝浦地区スーパーサテライトオフィス開所式に全議員が出席しました。

11月27日，勝浦町で開催された平成29年度勝浦町老人クラブ連合会健康祭に私が出席しました。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは，中田町長，藪下副町長，山田企画総務課長ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（節 公一君） 日程第2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

今会議における会議録署名議員は，4番麻植議員，9番井出議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

松田議会運営委員長。

○議会運営委員長（松田貴志君） おはようございます。

12月8日に議会運営委員会を開きましたので，協議結果を報告いたします。

会議日程であります，本日1日を予定といたします。

また，この12月会議における第一読会での全ての議案審議は，会議規則第52条にある，議長が議員として質疑を行うときは，会議規則第53条にある自由討議と同様に，議長席で行うことと決定いたしました。

以上，報告といたします。

○議長（笹 公一君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） それでは，議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 日程第4，議案第1号，平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第8，議案第5号，勝浦町企業立地促進条例の制定についてまでを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の提出説明を求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） おはようございます。

平成29年勝浦町マラソン議会12月会議の開会に当たりまして，一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては，公私にわたり何かとご多用のところをご出席を賜りまして，深く感謝を申し上げます。また，議員の皆様方には，日ごろから町勢の発展にご尽力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

それでは，本会議に上程をいたしております議案につきまして，提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号は、平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ36億5,092万6,000円とするものであります。

次に、議案第2号は、平成29年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,158万1,000円とするものであります。

次に、議案第3号は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告を受け、本町においても特別職の職員で常勤のものの給与等について改定をするものであります。

次に、議案第4号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例につきましても、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告を受け、本町においても職員の給与等の改定をするものであります。

次に、議案第5号は、勝浦町企業立地促進条例の制定についてであります。

この条例は、本町における企業立地促進を図るため必要な省令措置等を講ずることにより、町民の雇用の機会を拡大するとともに、本町経済の発展及び町民生活の向上に資することを目的とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきましてご決議賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹 公一君） 町長の趣旨説明は終了しました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

議案第1号、議案第3号並びに議案第4号について、山田企画総務課長。

山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、早速ですけれども、私のほうからは議案第1号、議案第3号、議案第4号につきまして詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第1号、平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）の詳細説明をさせていただきます。

議案第1号の1枚めくっていただいて、1ページをお開きください。

今回の補正予算の歳入でございますが、歳入は一般財源のみの補正となっております。18款1項繰越金で、補正額が241万1,000円というふうなことでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

歳出は、3款民生費、1社会福祉費で補正額が115万円と5款農林水産業費、1項農業費で補正額が126万1,000円でございます。以上、歳入歳出の補正額合計はそれぞれ241万1,000円といたしております。

以上、一般会計補正予算全体の説明をさせていただきます。

詳細につきましては、各課課長のほうからご説明をいたします。

続きまして、議案第3号でございます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案第3号と議案第4号につきましては、先ほど町長のほうからも触れましたが、平成29年度の人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告に基づきまして、特別職及び一般職の職員の給与に関する条例等を改正するものでございます。議案第3号及び議案第4号の条例改正は、両議案ともに条立てで改正いたしております。ともにございますが、第1条は平成29年度に施行するものの改正でございます、そして第2条につきましては、平成30年度以降に施行する条例の改正というふうなことでございます。こちらのほうは、議案第3号、議案第4号に共通いたしますので、先にお話をさせていただきました。

続きまして、議案第3号に入っていきたいと思います。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

第1条は、条例第4条中の期末手当を100分の170から100分の175に、0.05ポイント引き上げる改正でございます。

第2条は、平成30年度から支給する期末手当の額を改正するもので、条例第4条中、6月支給の期末手当を100分の155から100分の157.5に、それと第1条で改正いたしました12月支給の期末手当の100分の175になったものを、4月以降は100分の172.5に改めるものでございます。

施行期日につきましては、第1条は公布の日から施行し、第2条は平成30年4月1日から施行することといたしております。

また、適用期日につきましては、第1条の規定については平成29年12月1日とするものでございます。

それと、最後の附則のところになりますけれども、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当につきましては、改正後の規定による期末手当の内払いとみなすものとするを規定いたしましたものでございます。

なお、参考ではございますが、本町の勝浦町議会議員期末手当支給条例につきましても、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の例にすることとなっておりますので、今回条例改正としては上げておりませんので、ご理解をいただけたらと思います。

続きまして、議案第4号でございます。

こちらは、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

第1条では、3点の改正を行っております。

1点目は、医師等の初任給調整手当について、条例第9条の2中、41万3,300円を41万4,300に、また5万300円を5万700円に引き上げるものでございます。

2点目は、12月に支給する再任用以外の職員の勤勉手当について、条例第21条第2項第1号中の100分の85を100分の95に、0.1引き上げる改正でございます。続きまして、再任用職員の勤勉手当についても、同項第2号中の100分の40を100分の45に、0.05引き上げる改正でございます。

あと、最後3点目でございますが、こちらは月例給の改正といたしまして、別表第1、行政職給料表、別表第2、医療職給料表を改めまして、行政職で平均0.2%の給与月額引き上げというふうな改正でございます。

あと、第2条でございますが、第2条は、平成30年度から支給する勤勉手当の額を改正するもので、第1条で改正いたしました12月に支給する再任用以外の職員の勤勉手当

については100分の95を100分の90に改め、再任用職員の勤勉手当につきましては100分の45を100分の42.5に改めるものでございます。

施行期日については、第1条は公布の日から施行して、第2条は平成30年4月1日から施行することといたしております。

適用期日につきましては、第1条の規定について、職員の給与に関する条例第21条第2項に係る改正規定のみ平成29年12月1日といたしまして、それ以外は平成29年4月1日からとするものでございます。

あと、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規定による勤勉手当の内払いをみなすものとするものでございます。

以上、詳細説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（笹 公一君） 続いて、議案第1号について、岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） 予算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費の補正予算でございます。補正前の額の1億9,187万5,000円に補正額195万円を計上しまして、計1億9,302万5,000円の補正となっております。

内訳でございますが、老人クラブ活動費事業費の補助金20万円でございますが、この内容は、台風21号が10月22日に徳島県へ接近しまして、坂本地区のゲートボール場の休憩施設が強風により被災をいたしました。それで、その休憩施設を修繕するために、老人クラブの活動の補助金を支出して直すということで、今回計上させていただいております。

それから、高齢者移動支援助成金でございますが、これはわかりやすく言いますと、タクシーの助成券でございますが、今年度利用のほうが非常に伸びてまして、金額のほうは今現在で見込みで足りなくなってきたということで、今回計上させていただいております。それで、当初の予算では182万4,000円で、タクシー券の枚数にしますと3,648枚、実績の現在の見込みで277万4,000円で5,548枚が使用される見込みと考えております。このため、この差の金額95万円、当初予算の比率にしまして52%増ということで今回計上させていただいております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（笹 公一君） 続いて、議案第1号及び議案第2号について、中瀬住民課

長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 皆さん、おはようございます。

私のほうからは、議案第1号及び議案第2号につきまして詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第2号、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、先にご説明をさせていただきます。

第2号議案の6ページ目をごらんいただきたいと思います。

農業集落排水事業管理費でございます。

こちらのほうが工事費126万1,000円を計上させていただいております。こちらのほうは、横瀬地区汚水処理場真空ポンプにおきます2台ございます真空ポンプのうちのモーター1台が故障した件につきまして補正をさせていただく次第でございます。

これに基づきまして、5ページ目をお開きください。

歳入といたしまして、一般会計からの繰り入れ126万1,000円を計上させていただいております。

第2号議案につきましては、以上のとおりでございます。

そちらのほうに基づきまして、第1号議案、一般会計補正予算でございますが、6ページ目をお開きください。

農林水産業費、農業費、農業集落排水事業費繰出金を同様に126万1,000円計上をさせていただきます。

私のほうからは以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（節 公一君） 次に、議案第5号について、海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） おはようございます。

議案第5号、勝浦町企業立地促進条例について、詳細説明をいたします。

施行規則とあわせてお目通しいただけたらと思います。

まず、第1条は、目的を定めておりまして、町長が説明したとおりでございます。

第2条につきましては、用語の意義を定めております。

まず、第1号、企業とは、営利の目的をもって、規則4ページ、別表第1で定める産業に属する事業を営む者と言います。第2号では、企業の立地とは、本町に企業が事業所の新設または増設を行うことを言います。第3号、事業所とは、企業が事業の

用に直接供する施設を言います。第4号では、新規雇用従業員とは、企業の立地に伴い、常用労働者として新たに雇用される従業員で、規則1ページ、第3条で定める者を言います。第5号、中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者をいう。第6号、投下固定資産総額とは、企業の立地の用に供する地方税法第341条に定める固定資産の取得価格の総額を言います。第7号、新設とは、本町に事業所を有しない企業が本町に事業所を設置すること、または本町において営利の目的をもって事業を営む者が当該事業と異なる事業の事業所を新たに本町に設置することを言います。第8号、増設とは、本町に事業所を有する企業が、事業規模を拡大する目的をもって既設の事業所を拡張し、または既設の事業所のほかに本町に新たに事業所を設置することを言います。ただし、単に建物の増改築、敷地の拡張、機械設備の改造、機械設備の補修等は含まない。第9号、情報通信関連企業とは、企業のうち、コールセンターまたはデータセンターを営む者を言います。

2ページをお開きください。

第10号、ふるさとクリエイティブ企業とは、創造性に富んだアイデアや情報技術等を活用した規則5ページの第2表で定める事業を営んでいる者を言います。

第3条は、企業の立地をしようとする者に対し、あつせんまたは便宜の供与を行うことができる旨を定めております。

第1号、用地等の確保に関する協力。第2号、労働力の確保に関する協力。第3号、その他町長が必要と認める事項です。

続いて、第4条は奨励措置について定めたもので、第6条の規定により指定を行った指定事業者に対して、予算の範囲内で次に掲げる奨励措置を行うことができると規定しております。

第1号では、企業立地促進奨励金。第2号、雇用促進奨励金。第3号、情報通信関連企業奨励金。第4号、ふるさとクリエイティブ企業奨励金です。

第2項は、奨励措置の交付要件、額及び限度額について、別表5ページでございますが、別表のとおりと定めております。

ここで別表のほうを説明いたします。5ページをお開きください。

別表第4条関係、区分、交付要件、額及び限度額の順に読み上げて説明をいたします。

企業立地促進奨励金。企業立地促進奨励金の指定企業（情報通信関連企業の指定企業を除く）が企業を立地したとき、固定資産税に相当する額の範囲内とし、交付の期間は5年以内、3年間全額プラス2年間は半額。

雇用促進奨励措置につきましては、企業立地促進奨励金の指定企業（情報通信関連企業の指定企業を除く）が企業の立地に伴い、新規雇用従業員を5人以上、中小企業者にあつては3人以上、かつ引き続き1年以上雇用したとき。新規雇用従業員1人につき年額50万円以内の額とし、交付期間は操業開始年度から5年間とし、毎年度交付する。限度額は年1,000万円。

情報通信関連企業奨励金。情報通信関連企業奨励金の指定企業が企業を立地し、新規雇用従業員を5人以上かつ引き続き1年以上雇用したとき。新規雇用従業員1人につき年額30万円以内の額とし、交付期間は5年以内、総額3,000万円を限度とする。ただし、2年目以降は純増員に限る。

クリエイティブ企業奨励金。クリエイティブ企業奨励金の指定企業が事務所等を貸借し事業を開始したとき。事務所等の不動産資産の賃借料の2分の1に相当する額の範囲内とし、交付期間は5年以内、年間30万円を限度とする。県補助対象の場合は、補助残の2分の1とします。

ふるさとクリエイティブ企業奨励金の指定企業が事務所機器等を貸借し事業を開始したとき。事業に必要な事務機器及び通信回線使用料の2分の1に相当する額の範囲内とし、交付期間は5年以内、年間50万円を限度とします。県補助対象の場合は、補助残の2分の1としております。

2ページのほうに戻っていただきまして、第5条でございます。

第5条では、奨励措置の指定を受けようとする者は、規則2ページ、第5条に定めるところにより、町長に指定の申請をしなければならないことを定めております。

第6条では、申請があつた場合は、これを審査し、相当と認めるときは、指定を行うことを定めております。

第7条1項では、企業立地促進奨励金、雇用促進奨励金の奨励措置を受けることができる企業の指定を定めたもので、第1号は、製造業において、投下固定資産額3,000万円、中小企業者にあつては1,000万円以上であること。製造業以外においては、投下固定資産額1,000万円、中小企業者にあつては100万円以上であること。

3 ページをお開きください。

第2号では、新規雇用従業員が5人、中小企業者にあつては3人以上であること。

第3号では、地域振興に寄与し、安定的な成長が見込まれること。第4号は、環境の保全について適切な措置が講じられていることと規定をしております。

第2項では、情報通信関連企業奨励金の奨励措置を受けることができる企業の指定要件は、情報通信関連企業の立地に伴う新規雇用従業員5人以上であることを要件と定めており、第3項はクリエイティブ企業奨励金の奨励措置を受けることができる者の指定要件は、規則1ページの第4条第2項で定めております。

第8条は、奨励措置の交付申請を定めたもので、操業開始の日から1年を経過後かつ当該企業に対して課される町税を完納した日以降、当該年度内に町長に申請し、経年奨励措置のある奨励金については、毎年度町税完納後、該年度内に町長に申請するものとします。

第9条は、当該指定企業に対し事業報告を求め、また奨励措置の適用に関して必要な指示をすることができる旨定めたものです。

第10条は、指定企業に異動が生じた場合において適当と認めるときは、その承継人を引き継ぎ指定したものとみなすことができる旨定めたものです。

続いて、第11条につきましては、適用除外で、企業立地促進奨励金については過疎地域の指定に伴う町税の課税免除に関する条例の規定の適用を受ける者に対しては、行うことができないと定めております。

第12条は、指定企業が次の各号のいずれかに該当することを認めた場合は、その指定を取り消すとともに、奨励措置の適用を停止し、適用した奨励措置の全部または一部の返還を命じることができると定めております。

第1号は、偽りその他不正の手段により、指定もしくは奨励金の交付を受け、または受けようとしたとき。第2号は、指定を受けた日から1年を経過し、なお事業所の工事が開始されないと認められるとき。

続いて、4 ページをお開きください。

第3号は、当該事業所の操業を休止し、または廃止していると認められるとき。第4号は、第7条に規定する指定要件に適合しないと認められるとき。第5号は、町長が付した条件または指示に従わないとき。第6号は、町税を滞納したとき。第7号

は、この条例または条例に基づく規則に違反する行為があったときと定めております。

第13条では、この条例の適正な運用を図るため、町長は委員会を設け、諮問することができることと定め、第14条では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めると規定しております。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で議案第5号の詳細説明とさせていただきます。

○議長（笹 公一君） 以上で詳細説明は終了しました。

これより総括質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いします。

一般会計の補正予算について、第5号です。

国清議員。

○7番（国清一治君） 教えてもらいたいんですけど、老人クラブの活動補助金の内容には異議は言わんのかやけど、こういうゲートボール補修をするような補助制度があったんですか。

○議長（笹 公一君） 岡本課長。

○福祉課長（岡本重男君） 補助制度でございますが、従来は運営費に対しての……。

○議長（笹 公一君） 座って。

○福祉課長（岡本重男君） 従来は運営費に関しましての補助制度でございましたが、今回ゲートボール場の附帯する休憩施設が壊れまして、その部分……。

○7番（国清一治君） 内容は構わへんのかや。

○福祉課長（岡本重男君） 新たに補助要項を改正しまして、この部分を改正してつけ加えたということで今回対応しております。

○7番（国清一治君） 本来は老人クラブの会員数とかそういうところだけで出しておったでしょう。じゃけん、これを補助金で出すようなことは今まで僕は記憶にないやけん、改めてこれ用にこしらえたんやな。

○福祉課長（岡本重男君） 従来あった単位クラブの老人クラブの補助金のメニューの中に、施設のほうの改修を2分の1補助ですということ、今回改正して対応しております。

○7番（国清一治君） 例えばこれからも老人クラブの活動の中でこういうことが出てきてもいけるということやな。

○福祉課長（岡本重男君） そうです，改正したので。ただし，説明不足で，上限額20万円で2分の1ということで今回改正しましたので，対象となる施設を福祉課のほうで見させていただいて，老人クラブの会員皆さんが使う予定の施設であれば対象になってくると思うんですが，一部の人だけが使っているような施設の場合は，福祉課として対象とならないという判断もする場合もあるとは考えております。

○7番（国清一治君） 新年度予算でも，この枠はつくるということで理解してよろしいか。

○福祉課長（岡本重男君） そうです，20万円，1件分は予算要求していかんといかんのかなと思っております。

○7番（国清一治君） また後でええけえ要綱をくれるんだったら，コピーでもください。済みません，ありがとうございました。

○議長（笹 公一君） いいですか。

次，10番大西議員。

○10番（大西一司君） この下のタクシー券やけんど，大幅にこれを利用してくれてええことかいなとも思うんやけんど，これはほんまに見込みより大幅に超過しとるんで，限度額というのは，そんなものは決めてなかったんかいね，どんなんかいね，これは。

○議長（笹 公一君） 岡本課長。

○福祉課長（岡本重男君） タクシー券でございますが，まず最初に限度額というのが月に4枚交付で限度としておりますので，その分の限度はございますが，実は4枚交付して，なかなか全部を使い切るという場合もなかったもので，実際には2枚使う人もおれば3枚使う人もおるといような形で，予算消化が実績されております。

今回人数もふえておるんですけれども，使っている枚数自体もふえて増加してきておりますので，制度自体が最近の高齢者の方の免許返納とかの新聞の報道とかもマスコミでありますので，高齢者の方がよりこの制度を活用されて，こういう形になったのかなと担当課長としては思っております。

○10番（大西一司君） だから，この限度額は決めてないんやね。

○議長（笹 公一君） 総額の限度額。

○福祉課長（岡本重男君） 総額の限度額は決めておりません。あくまでも月4枚交付して。

○10番（大西一司君） あと人数がふえたら、これはもずっと何ぼでも出すという。

○福祉課長（岡本重男君） 今この要綱の中では限度額を決めてないんで、要綱どおり支給していくような形になると思います。

○10番（大西一司君） これはちょっと議論しとかにやいかんことではないんかいなと思うんじゃけんど、どんなですか見解は、これは担当課長だけというのもあれやけんど。

○福祉課長（岡本重男君） まず、私の見解ですか。

11月議会のときも一般質問の中で、高齢者の運転が非常に危ないんで、さらに制度を充実してほしいというご要望もあったんで、今後非常に運転のことを考えたら、タクシーで移動するということが一番安全なんで、担当課長としては、やはり高齢者の事故の予防を考えると、この形で事業は行っていきたいと考えております。

○10番（大西一司君） これは誰に聞いたら。

○議長（笹 公一君） 財政担当に見解を聞いてみる。

山田課長、財政的にどんなですか。

山田課長。座ってでいいです。

○企画総務課長（山田 徹君） 福祉課長からお話もさせていただいたように、今後非常にふえてくる可能性というのは高いというふうには考えております。タクシーの助成とバスの運行は福ちゃん号でしたか、そういうふうな運行、そういうふうなものを全部を組み合わせながら、どこかで制限するというか、制限するという話をすると非常に厳しいんですけども、ある程度の上限を考えていくということは、今後どんどん高齢者がふえていく中では必要なことかなというふうには考えております、あくまで財政側からすると。ただ、先ほど福祉課長からも言ったように、交通安全面、免許の返納を含めた交通安全面、そういうふうな面からすると、ある程度までの必要性はあるというふうには認識はいたしております。ただ、議員のおっしゃられたように、これからの高齢化社会に向けて、どんどんどんどんふえていくというのはなかなか

か難しいんで、福ちゃん号とタクシー券といろんなものを組み合わせながら、どれが一番有効なかという中を考えて予算をつけて、そちらのほうに誘導して、有効なお金の活用というのは考えていかなければならないとは思っております。

○10番（大西一司君） それで結構です。総合的に考えていかにやいかんだろうと思うし、必要なことなんで、これは、ますます高齢化の中では。我々ももうちょっとしたら使わせてもらうようになると思うんで、その点見解だけで結構です。

○議長（笹 公一君） ほかに。

松田議員。

○5番（松田貴志君） 今の分も含めてなんですけど、まず老人会の部分の課長の説明があったところで、老人会全体で利用しているというのを前提にということだったんですけど、これからそれが適用されている案件がふえていく中で、ざっくりとそこを判断するんじゃないしに、老人会員の中のある一定の数が利用しているという基準ちゅうのはある程度設けたほうがええんちゃうかなって。特に坂本でゲートボールをしている方で私自身よく知っている親戚の方もいますし、よく知っている方もいます。そんなにごっついようけが坂本地区の高齢者の多数が利用しているような状況ではないって私自身感じてるんです。そこらあたりは、福祉課長、実際ヒアリングする中でこのように判断はしたんだろうけど、実際どう感じました。

○議長（笹 公一君） 岡本課長。

○福祉課長（岡本重男君） 実は台風がありまして、現地のほうも見に行きまして、それで代表の方とあと3人ほどが最初に見に行ったときは説明がございまして、一応老人の方々がひきこもりにならないようにということで、コミュニティー的にゲートボールをして行く、それから健康づくりのためにもスポーツがいいということでされている、グラウンドも非常にきれいに整備されておりまして、草も全然生えていない、日ごろから使っているという状況でございました、そのすぐ横の休憩施設が非常に壊れておって、ここも日ごろから使っている状況で、使っている状況も聞いて、確かに議員さんがおっしゃられたように、坂本地区は広うございますので、旧坂本トンネルを越えてすぐの場所にあるんで、その周辺の方中心に使われていると思うんですが、先ほど言いました対象外にならないような福祉課として一定の判断というのは、コミュニティーとしたり、あるいは介護とか医療予防のほうの健康づくりに十分活用

されとるということを考えて、2人とか3人とかそういう目的も十分も達してないし、管理も十分でないとかという場合には確かにあれなんですけど、人数的には、その後陳情に役場のほうへ来たときは、どうしても役場でどないぞ補助してほしいと陳情もあったんで、そのときは14人ぐらい会員の方が役場に来られて、陳情もありましたので、そんなに数名で使っているような施設ではないということで、ゲートボール場も非常に使っている状況でしたので、課長として判断して、直さないといけないなということの認識で今回提案させていただいております。

○5番（松田貴志君） 確かに熱意とか陳情に来て、直接そういった思いを聞く中で、課長としても判断されたんだろうけど、今回要項を実際変えるに当たって、今回もこういう年度途中で要項を変えて、さらには補正予算として出てきておるわけじゃないですか。というんだったら、突発的なこととは思いますが、早急に。だったら、なおさらその基準という部分は、高齢者にとったらそこまでの煩雑な事務手続は必要ないのかもわからんけど、わからんけど、やはり税金を使うからには、きっちりと老人会員の、老人会になるのか、坂本地区。

○福祉課長（岡本重男君） 老人クラブの単位クラブということで、各地区の老人クラブです。

○5番（松田貴志君） ほういった中でも、きっちりとどれぐらいの活動を、年度当初の補助金に関してもある程度出てきょうるのかもわからんけど、そこらあたりも把握した上で、どれぐらいの割合を使っていたらオーケーとするとか、個人的な部分で、個人的なと言い切ったら怒られるけど、また後で怒られるかもわからんけど、そこらあたりでざっくりとした部分で判断せんように、何か要項の部分に関しても一定基準を設けたほうがええんちゃうかなと、これからのことを考えたら思うんやけど、そこらあたりのお考えはどうですか。

○議長（笹 公一君） 岡本課長。

○福祉課長（岡本重男君） 確かに議員のおっしゃるとおり、数字的な基準ということが一つあるのかもしれませんが、コンパクトな地区です、距離的に近い地区というのは、老人が1カ所に寄るということも可能なんですけど、坂本地区のように、広くある場合は、なかなかそのゲートボール場へ全員が行って使いなさいということも難しいと思うんで、担当課長としては、やはり先ほど言いました本当によく使っている

んかということとか、あるいはその施設自体が本当に老人の方々にとって、健康づくりとかひきこもり防止になっているんかということのほうが重要で、大人数が仮に使っていても、年1回か2回しか使えないような施設よりは、日ごろから常時使っていて活用されているなという施設のほうがいいと思っております。ただ、全然ざっくりしとるじゃないかという話なんで、そういうところを今後まずは十分使っているかというような面とか、私の思うところの効用を果たすような施設なんかどうかということも含めて、数字というのは余り具体的に示すと、地区によってなかなか老人クラブ会員の8割が使わにゃいかんような施設になってきたら難しいんかなというところも感じるんで、人数的なところはもう少し考えて、目的とか日ごろ使っている効果があるというようなところを重視したいなと担当課として思っております。

○5番（松田貴志君） 実際その要綱の部分を見てないんで、中身がどうなっとんか知らんけど、しっかりとそこらあたりは担保できるような形にしてほしいと思います。

もう一点だけ、先ほど大西さんが言われた部分のタクシーの件に関してなんですけど、先ほど総務課長のほうも、福ちゃん号とともにしていくと言ようたんやけど、福ちゃん号とタクシーを利用している人である程度両方を利用している人というんも中にはあるんですか。そこらあたりはどんなんですか。

○議長（鄒 公一君） 岡本課長。

○福祉課長（岡本重男君） 済みません、人数を具体的に調査して、何人というのは調べてないんですが、確かに重複されている方はあると思うんで、そこらあたりも考えてみにゃいかんところはあるとは思いますが。ただ、福ちゃん号の場合は、高齢者だけではなく、障害者の方も対象とされております、1点は。タクシー券のほうはそのときに使えるもので、高齢者の方にとっては、医療機関へ行く場合も町内のを使えるということで、福ちゃん号のほうはあくまでも重いお買い物ということになっておりますので、より広く使えるというのはタクシーになってまいります。

それで、財政的な面が確かにございますので、今後何倍にもなったときどうするんだということも確かに心配をされるんですが、今現状としては、企画総務課長が答えましたように、ほかの施策と組み合わせてということの指示も受けておりますので、福ちゃん号のほうを、せっかくバスがあるので、充実させて、より利用していただい

るような周知を頑張っていてしていきたいなということで、担当課長として思っております。

○5番（松田貴志君） 福ちゃん号も周知によって大分利用状況がふえているようです。また、福ちゃん号の増便も含めて、コスト的には福ちゃん号を運行するほうがある程度抑えられるかなと私自身感じるし、それだけ乗車定員がふえた中で、さらには高齢者にとって便利さを追及したら、それなりのコストがかかってくると思うんです。だけど、これからの時代ある程度高齢者の方にも辛抱してもらわなあかんという部分は行政としても言うていかなんだら、何もかもをサポートしていくというんは限界があると思うんで、そこらあたりの線引きというのは、先ほど総務課長も言ようたけど、ある程度役場の中で話をする中で、ある程度のコストまで来たときに、支出まで来たときには、デマンドバスの運行とかも含めて考えていってほしいなと思いますので、またこれからの課題と思うし、また新年度予算で話をする機会があると思いますので、そのときまた話します。

以上です。

○議長（笹 公一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） なければ、議案第2号について質疑のある方は発言をお願いします。

集落排水の補正。

ありませんか。

松田議員。

○5番（松田貴志君） 1点だけお願いします。

ちょうど課長もかわって、もう一度再確認なんですけど、この集落排水の特別会計に対する町の姿勢です。これから工事、修繕費がふえてくる中で、以前からの議論の中で使用料へ転嫁すべきかどうかという話というのは、地元の方とかの協議とかである程度町としての方針は決まってると思うんです。

ここで再確認なんやけど、町としてこれからそういった修繕費、工事費がかさむ中での使用料に対する考え方、町の特別会計に対する繰り入れに対する考え方というのを、もう一度この場において確認しておきたいと思いますのでお願いします。

○議長（笹 公一君） 中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） ご質問にお答えを申し上げます。

使用料についてでございますが、現在平成29年度全体の使用料は約800万円弱でございます。加入世帯につきましては270世帯、現在使用中が189世帯でございます。施設のほうは大体耐用年数が40年ぐらいと聞いております。現在20年ぐらい経過しておりますので、議員ご指摘のように、維持管理費のほうは修繕とかで必要になってまいります。使用料を全てこの世帯に転嫁するかといわれれば、少々全体を使用料だけで賄うには無理があるように所管課長としては考えております。今回の工事につきましては、施設そのものの真空ポンプのモーターでございますので、繰り入れ等必要と判断をいたしまして、繰り入れをお願いした次第でございます。全体の方針につきましては、少々勉強不足で、申しわけないですけど、全体の把握をしておりませんので、議員ご指摘のように、使用料への負担が必要かとは思いますが、対象住民への説明等が必要になってまいりますので、そこらは考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） 町長は、この間ずっとかかわってこられたんで答弁できると思います。これから今課長の説明があったように、間違いなくいろいろとコストがかさんでくると思うんです。そこらあたりは、もちろん住民に理解を求めの中で、使用料を上げるという手もあるんですけども、町としての財政負担の覚悟というか方針という部分は、町長としてどのように考えているのかだけ最後に答弁お願いします。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） この件については、長年にわたっての懸案事項というようなことで、加入がなかなか促進をできてない、目標になかなか達してないというようなことで、それにあわせて年数もふえて年数もたっておりますので、管理経費がだんだんとかさんできているという中で、使用料に転嫁するんが一番簡単な話かもわかりませんが、そんなに大きな負担もできないというようなことで、議論半ばというところまで、これといった解決策が見出していないというのが現状でございます。担当課長からも申し上げておりましたように、今後とも総合的な判断もしていかなんだらいかんのじゃないかというように考えているところでもございます。

○議長（笹 公一君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） 目の前に迫っていることと思うんです。ある程度町としての方針を私は決めるべきと思います。これ以上戸数がふえるわけじゃなしに、加入者が、100戸前ぐらいの大規模な宅地でも造成するんやったらまだ話は別やけど、現時点で年間に1戸、2戸、3戸というぐらいでふえたり減ったりするような段階で、いつまでもこういった議論ちゅうのを先延ばしせんと、町の財政負担はどうあるべきちゅう部分は、まだ来年の春以降、話をできる機会があるかもわからんけど、ある程度町としても方針は早急に出すべきと思いますので、また今町長が答えられたように、役場としてももっともっと協議して行ってほしいなと思います。議会としても、その方針に基づいて議論ができると思うんで、いつまでもさっきの答弁のように、総合的な判断とかというたら何のこっちゃわからんので、きちっとした方針ちゅうのは示してほしいと思います。今の自分の意見に対して、もし町長何かあればお願いします。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 今議員がおっしゃるような話は、問題を置き去りにしとるわけじゃないんですけども、なかなか適切な解決ができないというふうなことでございますので、できるだけ早く解決できるような道を探してみたいと。いずれにいたしましても、この場ではなかなか解決できないという現状でございますので、現状認識もしながら対応していきたいと思っております。

○議長（笹 公一君） ほかに。

松田議員、いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） なければ、僕のほうから1つ、住民課長。

これは、今回真空ポンプのモーターという話で聞いたんですが、近年1億円ぐらいかけて機能強化をずっとされてきました、主なところは。だから、今回これは突発的なことなんですか、起きたことというのは。2台のうちの1台がふぐあいになったというようなことを今説明があったんですが、たしかかなりのお金をかけて3年間ぐらいで機能強化で主なところを皆見直してきたと思うんやけど、そこらあたりは今回ど

んなんですか、原因は。

住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 原因についてですが、結論からいうと、はっきりした原因はこれといって一つには限定はできてないような状況ではございます。ただ、一時的に流入量がふえた可能性がございまして、真空ポンプの稼働時間がかなり多かった、それに対してモーターが故障したということでございます。原因は、業者のほうにも究明をお願いしたところなんです、それ以上の何が原因かというのは、一つには特定できなかったということでございます。

○議長（笹 公一君） 異常な事態が起きたことによるということには違いないということやね。

○住民課長（中瀬弘晴君） 個人的な意見ではございますが、台風の影響とかで一時的に流入量がふえることはございますので、そういったことでモーターに負担がかかったというふうには受けております。

○議長（笹 公一君） ほかはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） なければ、議案第3号について質疑のある議員。  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑なしということで、議案第4号。  
ありませんか。

国清議員。

○7番（国清一治君） 聞きたいんやけど、再任用のことは言ったと思うんだけど、これは多分ないんかいなと思うんやけど、どんなん。再任用に関する人の給与の改正も入ってるでしょう、今はないんでしょう。

○議長（笹 公一君） 該当者。

山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 今本町で再任用は2名いたしております。ございませすという話になると思います。

○7番（国清一治君） 一般職である。

○企画総務課長（山田 徹君） 行政職でございます，一般行政職の中で。

○7番（国清一治君） ほんなら，名前は言えんな。

○議長（笹 公一君） いいですか。

○7番（国清一治君） 僕は再任用は結構やと思うんじゃ，職員がかなり減って，事務に支障が出るぐらいの状態かなと思うんで，一時的な臨時よりも，経験のある人が再任用された人も，これからはもっとふやしていくのがいいと考えとんか，どんなですか。

○議長（笹 公一君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 一応制度としては，まだ完璧ということではございませんが，整備を進めております。今年度につきましても，退職される方には，ご希望等を聞きまして，議員おっしゃられたように，業務の経験もございますので，臨時さんよりも確かにかなり効果が高いというふうなことも踏まえまして，進めていくようなつもりではおります。ただ，ご希望がある，ないとかによりまして，そこらが来ていただけない場合もございますので，そこらによってはなりますが，毎年度一応希望を聞いて，来ていただけるのであれば，できる限りそういうふうな方向で進めたいというふうに考えております。

○7番（国清一治君） そのほうがいいと思いますので。

○議長（笹 公一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） なければ，次の議案第5号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） では，質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了します。

お諮りします。

議案第1号から議案第5号までを第二読解に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 異議ありませんので，本件は第二読会に付することに決定い

たしました。

議事の都合により、休憩といたします。

午前10時34分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（筈 公一君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第1号から議案第5号までを一括して議題といたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議は省略いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 異議なしと認めます。

それでは、これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いします。

松田議員。

○5番（松田貴志君） 議案第1号、一般会計補正予算について質疑をいたします。

先ほどの第一読会でも触れましたが、老人クラブに対する補助金についてであります。

先ほど福祉課長のほうから補助金交付要綱、新たな補助金交付要綱を示されました。やはりこういった部分を事前に補正予算とともに、この要綱をつけていただき、事前に審議できたらもうちょっとスムーズだったのではないのかなと思いましたが、今後ご配慮のほうをよろしくお願いします。

1点だけ、今回この老人クラブに対する支出に関して反対するものではございませんが、今後のことにもかかわってきますので、1点だけ質問させていただきます。

要綱の中の第2条で、交流施設が被災を受けた場合に復旧する費用ということで限定しておりますけれども、該当施設に関しては、もともと簡易的な建物でありまして、そこが今回の台風によって被災をされたということで、今後また起こり得るんで

ないのかなということも想定されます。そのときには福祉課としてどのように対応されるのかということは整理されているのかどうかを答弁願えたらと思います。

○議長（笹 公一君） 岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） 再度被災をしたということでのご質問でございますが、議員から言われるまでは実は再度被災というのを想定しておりませんでした。一応再度被災した場合に、今回の復旧する工事というのが、再度被災を受けないような方法で同程度の強風が来ても壊れないような方法で直していただくということでまず考えております。今後今回来た台風よりもさらに大きな想定されないような台風で町内各地が被災した場合は、そこまでの強度で復旧していなかったということで対象とする場合も考えられるんでないかなと。ただし、余り大したことはない風とかで壊れるということは、直した方法が悪かったんじゃないかということも考えられますので、そこらあたりは今回直す現場もきちんと見て対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） そもそもの被災を受けた施設が、細かい話になるんですけど、どういった建築方法で建てられたもの、施設であるかという部分は大事だと思うんです。特にこういった屋外の休憩小屋みたいな老人クラブ、特にゲートボールとかグラウンドゴルフをしている高齢者の方が利用しているそういった施設というのは、簡易的な部分が多いと思うんです。それをどこまで見るかというのは、ある程度線引きしたほうがいいと思いますし、そもそもの施設のつくりがどういったものであったら、この補助金の要綱に合致するとか、もうちょっと要綱の中身も整理したほうがええんかなと思います。今回に関しては、この冬の寒空のもとゲートボールをするに当たって、ちょっとでも早く復旧して、よりよい環境で屋外において汗を流してもらおう、交流を図ってもらうという目的で私自身賛成はしますけれども、今後について、新年度に向けて、この要綱の中身をもう少し精査してほしいと思いますので、お考えのほうをお聞かせください、お願いします。

○議長（笹 公一君） 岡本福祉課長。

○福祉課長（岡本重男君） 言われましたように、もう少し具体的な内容というのを福祉課内で相談、協議をいたしまして、その後役場内でも相談しまして、どういう形

にしていくかというのを考えていきたいとは思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（筈 公一君） ほかにございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） ないようですので、次に議案第2号について質疑のある議員。

議案第2号、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号について質疑のある議員は発言をお願いします。

議案第3号についてはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） では、質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑のある議員は発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号について質疑のある議員は発言をお願いします。

国清議員。

○7番（国清一治君） 議案第5号について質疑を行います。

きのうも事前協議という形で委員会で内容の説明があったわけですがけれども、きのうも言いましたように、1日前に説明があるという異例なことでありました。そういうことで、この条例自体が、たかが10条余りで7カ所も修正がかかってくるというように、いかに慌ててつくったなというところがいたします。反面、今回2社手を挙げている会社があらわれたということで、私は誘致企業については非常に前から賛成でございますので、相対的には異議はございません。ただ、きのうも言いましたように、余りにも慌ててつくったばかりに、ふぐあいが出てくるんじゃないかと心配をいたしております。

それで、聞きたいんですけれども、今回の条例は誘致企業に限ったことでなくて、

既にある町内の事業者が新設，増設する場合にも適用するという，これは非常に幅の広い解釈がございます。その中で，いろいろ細かいところを言いたいことがあるんですけども，一つだけ気になつとんが，今度名前が上がっている会社は，中小企業に当たるのかどうかをお聞きしたいのと，きのうもうちょっと言いましたけれども，優遇措置の中で1人当たり50万円と限度額1,000万円，これは当該年度の予算額ですよという話があったと思いますが，私は違うんでないかと思しますので，本会議でありますので，確認をさせていただきます。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 中小企業であるかどうかの確認というところなんですけれども，1社につきましては，社員数が23名といったところで，資本金等の確認というのがきれいにできている状況ではないので，今現在確実に中小企業と想定はしておるんですけども，資本金等の確認というところがまだとれていないという状況というところがございます。

それから，限度額については，この条例の中で，総額として3,000万円と限度額として1,000万円というふうな形で別表の中で表示をしております。これについては，この例規から見ますと，事業に対してというような形で読み取れると思えますけれども，予算の範囲内で実施する，交付するというような条例で定めておりますので，総額である程度そのあたりについては考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 今の答弁をほとんど私は理解できんのでんですけども，何でという中小企業かそうじゃないかっていうことで聞いたかといいますと，この条例の中で中小企業にかわるかどうかによって要件が違ふんです，そうでしょう，雇用する人数も違いますし。きのう聞いた範囲では少人数の雇用なんで，私は両者とも中小企業かなという解釈をしとったんですけども，わかれば副町長にもう一回今のことを答えてほしいんですが。

それともう一点，先ほども言いましたように，これは誘致企業だけでなしに，現在町内にある事業所が新たに事業を起こしたり増設する場合にも，これは適用ということなんで，総額で先ほど言った1,000万円を予算でくくりますと，もしふえた場合

に、1回1回これは条例を改正していかにかいかん。だから、条例に予算の総額を定めるのは今まで私はなかったと思うんですけども、そこらは総務課長なり副町長は知っておればお聞きしたいと思います。

それで、これははっきり言うて、副町長が非常に苦勞されてつくったかなと思ってますが、これは担当課自体が十分熟知しとんかなと。本来でしたらきのうの説明についても、担当課なり担当者がいたわけですので、十分説明してほしかったんですけども、ほとんど副町長がされたということで、1人活躍されたかなと私は受け取りましたので、十分知ってこれをやっていかなんだら、条例は出したは、次々次々改正していかんようなことでは、これはもう議会も簡単に認めたということになったら問題がありますので、そういうことをわかれば答えてもらいたいのと、最初に言いましたように、余りにも修正が多かった、基本的な交付の字が間違うとる自体、総務課の条例担当がおりますので、条例担当を十分くぐり抜けて審査を受けたのかどうか、ここらもあわせて、最後ですので多様な質問をしましたけれども、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） まず、中小企業かどうかということでございます。

固有名詞のほうは避けさせていただきたいと思いますが、1つの製造業につきましては、ネット情報で、登記簿をとったわけではございませんので、これはご容赦いただきたいですけれども、資本金のほうが一応3,200万円、従業員数が63名となっておりますので、中小企業基本法の第2条の定義から申しますと、中小企業に当たるというふうに判断しております。

また、もう一方の企業につきましても、社員数22名、それからネットで一応資本金等について調べてはみたんですけども、出てまいりませんでした。この部分については、先ほどの海川課長の答弁と出るところではございませんけれども、私どもとしましては、中小企業であるというふうに判断しております。

先ほどの今回の条例につきまして、非常に拙速であったんでないかというご意見でございます。その点につきましては、私からも、今回の9月以降の話ということで、時間を言いわけにするわけにはいきませんが、今後この企業につきまして、既に1社につきましては準備を始めている、それからもう一社につきましても、早けれ

ば来年の夏ぐらいというような意向も持たれているということで、実際に進出すると  
なりますと、貸し事務所等々の準備、契約、いろんなもろもろの手続がございます。  
通常であれば、半年でも足りないくらいの期間だと思いますので、こういった面を勘  
案しまして、次回以降の議会ということの判断もあろうかと一方ではあると思うんで  
すけれども、私としましては、今議会での上程、承認をいただけるのが、今後企業誘  
致に対して、先方に対しても誠意を示せることでないのかなというふうなところもあ  
りまして、こういった形で今回出させていただいているところです。

文言につきましては、私自身も見まして漏れておりましたところもございます。こ  
れにつきましても、この場をおかりしまして素直に謝りたいと思います。今後このよ  
うなことがないように十分してまいりたいと思っておりますので、今回の上程につ  
きましてはご理解いただければと思っております。よろしく申し上げます。

○7番（国清一治君） 1,000万円の話。

○議長（笹 公一君） 1,000万円の話はどっち、課長、副町長。

○副町長（藪下武史君） 限度額につきましても、予算の範囲内、これは他の自治体  
の例なども参考にしておつくりさせていただいているところではございますけれども、予  
算をつくる上で、一定の考え方もいるかと思ひますし、現状といたしましては、今想  
定している両企業が来られたとしても10名以内であろうとこういったところ、それか  
らたちまち来年度以降、当然町といたしましては、誘致に向けて今後も加速度を増し  
ていくということではございますけれども、また来年度以降の誘致に向けて端緒を持  
っているところではございませんので、今後のことになろうかと思ひます。そもそも  
この条例自体も、今回制定を上程させていただいたわけではございますけれども、経  
済情勢とか社会情勢は日々変化しております。他自治体におきましても、一度制定し  
たものを、その状況におきまして改正させていただいたという例も多々見受けられま  
す。この条例につきましても、今後の情勢等を見まして、必要なものは変えていくと  
いう必要はございますので、今回の条例につきましても、また第一歩ということで社  
会情勢を注視しながら、必要なものについては改正していきたいというふうに思っ  
ておりますので、今後のご協力、ご理解もお願いしたいとあわせてお願いいたします。

○議長（笹 公一君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 私のほうも議案第5号について質疑を行いたいと思ひま

す。

7番議員が質問したように、きのう地方創生の特別委員会の中でこういうふうなことが議案に出てまいりましたが、誰もが思っているのが、余りにも拙速であるということでありながら、我々の思いは町の発展でございますので、今回の急にぱっと企業が来ていただいた、これに対応するのが今の議論よりも優先するんじゃないかというような感じで皆さん本当に今回の制定が急なことで心配しつつも譲歩したというようなことでもありますので、特別な例として、今回我々はこの制定を優先すべきというふうな大半の議員の意見でもありました。委員長として、こういう結果を受けて上程もさせてもらい、そしてあと後々の条例について、副町長筆頭にいろいろ先駆者、ひな形等々と見たりして十分考えて練った、そしていろいろなことを踏まえたこういう制定案だろうと思っておりますが、急なことで改正も出てきております。私は十分わからんのですが、臨機応変にその都度その都度改正していったええんかなは思いつつも、しかし基本的なことはきちっとやっておかんと、基本を変えるようなことになってはとてならんとそんなふうにも思っておりますので、我々の議員の思いをひとつ十分受けとめていただいて、あとの条例のそれぞれの場面場面に合うた改正、そんなこともきちんとしていただきたいとそんなふうにも思っております。この件について、副町長のほうから、担当課長のほうからも答弁を願いたいと思います。一括でもいい。

○議長（鄧 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 済みません、議員から非常に大切なお言葉をいただきました。私自身制約された時間の中で精いっぱい動いたつもりではございますけれども、確かに拙速な感は否めなかったというところは素直に認めたいと思います。

先ほども申しましたように、条例につきましては、一旦制定したら終わりということではございません。これを生かすのはこれからのことでございますので、私としましても、先ほど申しましたように、今後の情勢とか予期せぬ企業とかそういったところはまたご縁があるかもしれません。こういったところにその都度その都度的確に対応できるように、臨機応変というよりも、機動性を持っていろいろ対応していきたいと思っておりますし、基本的には町のマイナスになってはいけませんので、それを十分な基本的な考え方として、よりよい企業を誘致できるように今後も進めてまいりた

いとこのように思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（筈 公一君） いいですか。

松田議員。

○5番（松田貴志君） 条例の中身について質疑をしたいと思います。

まず、これは条例の第2条の増設に関してです。単に建物の増改築、敷地の拡張、機械設備の改造、機械設備の補修等は含まないとありますが、仮に地元企業が敷地を造成し拡張し、そこへ新たな建物を建てる、隣接地に対して新たな施設を建てる、そこへ資本投下した場合に、この増設という部分の指定案件に当たるのかどうかという部分の確認と、第7条、製造業における投下固定資産額が3,000万円、中小企業者にあつては1,000万円となっておりますが、製造業以外では投下固定資産額1,000万円で、中小企業者については100万円とあります。この数字で、製造業と製造業以外の割合は、3,000万円が1,000万円で、1,000万円が100万円ということで、なんであえてここでの減額幅というか、この幅の違いが出てきたのかという、細かい質問になるんですけど、部分の説明をお願いしたいのと、そもそも今回の奨励金の金額について、どのような算定根拠をもって出された金額なのか、私の問題意識としては、その企業が進出するに当たって想定される法人税または固定資産税、その中で雇用で生まれるさまざまな相乗効果等があると思うんですけども、それを上回る、いうたら町として投資する金額を上回るものが町にもたらされなければ、住民への理解も進まないのかなと私自身感じております。その点についての説明をいただきたいのと、最後に規則のほうになるんですけど、この新規雇用従業員という部分で、1週間の所定労働時間が30時間以上の者という部分があります。これについては、パート従業員もこれに該当するのかどうかという点についてお願いします。

以上です。

○議長（筈 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） まず、わかるところからお答えしていきます。

まず1点目、最後の質問なんですが、パートは含まれるのかということに関しましては、パート従業員については含まれるということになります。規則の中で第3条によって、1週間の労働時間が30時間以上の者ということとなっておりますので、雇用

保険法の被保険者であっても20時間、それ以上の30時間以上の雇用が必要ということになります。

それから、どれぐらいの町への収入が見込まれるのかといったところについてでございますが、法人、町民税の均等割として、年間5万円の収入があるといったところと、あとについては固定資産税としての償却資産に対する税金、これについては実際に企業がどのぐらいの資本投資をするのかというようなところによりますので、一概に幾らというようなところというのは言えないのかなというところですよ。

それから、雇用奨励につきましては、住民税1人当たり平均250万円の収入というように考えますと、1人当たり9万円ぐらいが見込めることではないかな、あとは雇用人数に合わせてというような形になってくるのかなというふうに思います。

それから、第2条の増設のところにつきましては、単に増改築、敷地の拡張、機械設備の改造、補修等は含まないということになっておりますが、これについては既設の事業所の単なる拡張、改造、補修等は含まれないといったことで、事業規模を……。

ちょっと小休お願いできますか。

○議長（笹 公一君） 小休します。

午前11時14分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 単に敷地の拡張と補修等というのでは対象にならないよということで、地元企業についても、事業規模を拡大し、雇用創出につなげるような目的があれば対象になるといった考えでいいかと思えます。

○議長（笹 公一君） 第7条。

○産業交流課長（海川好史君） 第7条につきましては、1項のところでは3,000万円、中小企業者にあっては1,000万円と、非製造業以外においては、投下固定資産額1,000万円、中小企業にあっては100万円以上といった数字の比率の話であったかと思えますけれども、これにつきましては、実際のところ現在2社を誘致するというような2社のもろもろの状況を収集する中で、ある程度このぐらいの数字というか、このぐらいの金額に合わせたら、勝浦町に企業誘致が進むのではないかといったような数

字から決めた数値というふうにご理解いただけたらと思います。

○議長（笹 公一君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） それぞれ答弁いただきました。パート従業員に関しては理解できました。やはりなかなか正規雇用だけを対象にしたんでは、雇用の面においてクリアできるハードルというのが上がってしまうのかなと思いましたが、少し確認のために質問しました。

それで、今課長の説明のあった部分について、現に今対象とされている2社の条件を鑑みて、この第7条の第1項の部分については、こういった金額を設定したという説明を受けましたので、これは了解しました。

今後新たな分野また新たないろんな業種、形態の企業進出があると思いますので、先ほど副町長もおっしゃられたように、まだ改正等も必要になってくるのかなと思います。そのときには、またその時々状況に応じて、この場でまた議論したいと思います。

そのほかの2点についてなんですけど、私自身地元の企業で働いている立場として、誘致企業も大事なんですけれども、地場産業の育成という観点も忘れてほしくないなということで、今回の制度に至っても、地元の企業がある程度使いやすいような制度、またさらにはこれ以外の部分で、今までなかったような地元の既に存在する企業がさらに業務を拡張していこうという気持ちになれるような制度設計も、あわせて今後考えていってほしいなと思います。今回の誘致に関して、私自身昨日東みよし町の知り合いの議員に聞きました。よくできた条例であると言うてました、自分のところも見習いたいと言うてました。副町長がここまでしっかりと練られて、多少のミスはあったにしろ、今回この企業誘致が成功することを私自身願ってはおりますが、先ほども申しましたように、これと同時に、地元企業への支援、育成の点について、今後勝浦町としてどのように取り組まれようと思っているのか、今回この企業誘致を担当された副町長は、来年度予算に向けてどのような考えを持っておられるのかお聞きして、質疑を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） まず、そもそもの考え方としまして、今松田議員からもご

ございました、地元企業を決してないがしろにするものではございませんし、何よりも地域の活性化ということで、そこからの風が欲しいというところ、それから誘致することによって、また新たな地元との取引とかそういったものの可能性がないとか、そういったところも探っていきたいと思っております。やはりこういったことは、いろいろな異業種がいろんなところで交流を持つことによって今後の展開も望めますし、そもそも話は別になりますけれども、四国大学との関係を結んでいったのも、こういった将来の展開、こういったものを求めていきたいということでございます。今回も結果的につながるかどうかは今後の話でございますけれども、四国大学にある学部等々から、そういった人材の確保とか、もちろん町内からの人材確保は優先するんですけども、そういったところも一つのポイントにもなっております。

それから、何よりも地元から雇用を拡大する、なかなか農業だけでは、県外から実際に移住されている方も今おいでますけれども、地元での仕事プラス農業とか、そういった一方の収入確保というところが今後の移住・定住、それからそういったものも進める上でのポイントになってこようかと思っておりますので、地元の企業の拡大といひますか涵養、それから外部からの誘致、定住、これら全てそれぞれが独立した話でなくて、面で捉えてリンクさせていく課題だと思っております。こういったことを総合的という言葉を使いますと非常に曖昧ですけども、それぞれの対策をリンクさせて、横串を刺して今後とも取り組んでまいりたいと思っておりますので、また今後とも議会の皆様方にはご協力、ご理解のほうをお願いしたいのと、いろんなご提案、ご意見を賜ればと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（節 公一君） ほかに議案第5号についての質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 質疑なしと認めます。

以上で本件に対する詳細質疑を終了します。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定

しました。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第5号を一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(笹 公一君) 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笹 公一君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笹 公一君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号から議案第5号までは原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(笹 公一君) 次に、日程第9、町民の声に対する質問を行います。

7番議員国清一治君の質問を許可します。

国清一治君。

○7番(国清一治君) ただいま議長の許可がありましたので、7番議員、質問をいたします。

今回は、安全・安心と予算についてであります。まず1点目の安全・安心で児童・生徒の通学路の安全確保、これは実は2点ございました。

1つは、これは中央橋の北詰の老朽化した家屋の問題であります。これは、以前から問題になっておりました。教育委員会等では何回か対応した経緯があると思いますが、教育長は親族の方がご不幸があったということで、この質問については次回に回答させていただきたいと思っております。

次に、2点目の星谷地区中央の交差点、横断歩道の安全性についてであります。

担当課のほうから画面を……。

○議長（笹 公一君） ちょっと小休します。

午前11時25分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

国清一治君。

○7番（国清一治君） 質問を続けます。

これは、私はまだ今までの一般質問でも言うておりません。そこまでしなくてもできるかなということで、しかも2年ぐらい前から私は担当課長には絶えず言ってきました。担当課長のほうからは、県なり関係機関には申し入れるということでありましたので、まず担当課長からそこらの経緯と安全性についてお聞きしたいと思います。

○議長（笹 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 議員がおっしゃる交差点は、星谷の四つ辻の場所ということで、今画像にも出とんですけれども、経緯につきましては、平成27年度の町単改良の要望の中で、星谷区から新浜勝浦線の四つ辻のところの横断歩道が消えているよということで、こういうふうなことでペイントをしてくれないかというふうな要望がございました。それで、私どもとしては、ほかにも物件がありましたので、警察小松島署の方に現地に来ていただいて、それで1つは、少し話が外れますけれども、中山の専門学校のところでも一時停止のラインを引いてくれんかと、県道タッチで危ないんだということで、これについては小松島署の職員は、見通しがよいので、町のほうで指導線で対応していただきたいという話がありました。それから、2カ所ほどの横断歩道が消えている場所を案内して要望しました。

まず、この星谷の四つ角に1番目に行ったんですけれども、横断歩道が薄くなっているんで、どないぞお願いできんだろうかというふうな話をしますと、この場所は規制を外しておるので、近年では規制を少なくする方向であるのでという説明を受けました。しかしながら、町としては、事故が多発しているところから、横断者の安全と通行車両の注意喚起の意味もあって、どうかお願いしたいなということを申しましたが、いまだ未採択となっております。

ほんで、2カ所目については、生名バイパスの……。

○7番（国清一治君） よそはええけえ。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） そういうことで、私は何ぼしてもできんということで、これはもう1回や2回ではありません、はっきり言うて担当課長に言ったのは。それで、私は生比奈の交通安全の会長さんと清水部長に直接申し入れをしました。そういうことで、現地も見ていただいたと思うんですが、ちょうど8月に交通安全の対策会議がありますので、それまでにきちっと言うわということでありましたので、その経緯を簡単に課長、お願いします。

○議長（笹 公一君） 中瀬住民課長。

○7番（国清一治君） 時間がないので簡単に。

○住民課長（中瀬弘晴君） 議員ご指摘のように、平成29年8月24日に交通安全対策会議を開催をさせていただいております。その場におきまして、委員のほうから、星谷四つ辻の横断歩道について、再度引き直していただきたいという要望がございました。経緯につきましては、その場におきまして、委員の中に小松島警察の交通課長がおられました。当日現場を確認して、可能であれば対応していただけるということでしたが、その後交通課長に確認をいたしましたところ、横断歩行者数や交通量等から、横断歩道の規制を現在は廃止している、新たに規制をすることはできないという回答がございました。規制の廃止につきましては、10年以上前から規制の対象を少なくしているということでもございました。また、規制の明確な基準はないということでもございましたが、車道の幅を基準として、交通量が多く、道路が横断できないなど、歩行者の安全性が確保ができない場合に対して規制をするようにさせていただいているという回答でもございました。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 私は清水部長からも交通安全協会の会長からも、一応会議に諮ったので、できるから少しだけ待ってくれという回答だったんです。その警察の判断はいつなんですか。

○議長（笹 公一君） 中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 警察の判断がいつだったかということは、明確な日は把握しておりませんが、私が所管課として確認をいたしたのは、大変非常に恐縮でございますが、議員からご質問があった後でございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） そういうことで、私は町から余りきちっとた申し入れができてない、私は関連で徳土も何回か行きました。それは、小松島署でやっているということも聞いております。なぜ私がこうやって言うかといいますと、ちょうど11月15日に今山、黒岩、小松島の子供会育成会がございまして、その中で通学路の安全性ということで、黒岩の先ほど言いました中央橋の件とこの横断歩道が問題になりました。いつになったらできるんならということで、私もどきっとしたんですけども、それは町には言うてある、会議にも諮ってもろうたということで、何ぼしてもできんと。これは、実は以前にこの育成会から25年5月ですか、この関連ではないんですけども、この新浜勝浦線が非常に危ないということで陳情した経緯があります、町に対して。ほんで、町は速やかに受けていただいて、知事に対して町長名と教育長名で出して、これは神がかり的な対応ですぐできました、1,000万円要ったそうですが、それはできました。私が言いたいのは、これぐらいのことで陳情までせにやできんのんかどうか。これは、私は政治の力ちゅうのは、住民が危ないのに、どうしてできんのんかなと思います。

ちょっと小休してください。

○議長（笹 公一君） 小休します。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（笹 公一君） 再開します。

○7番（国清一治君） そうなりますと、どうしたらできるんか。地元が区を挙げて陳情せなんたら、これはできもんかどうか。これは担当課長と答弁してください。

○議長（笹 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 私どもが所管しておる分について、県の道路管理のほうに要望ができるのは、あの白のライン、例えば停止線とか横断歩道ちゅうんは公安委

員会の規制です。ほんだら、私どもが県の道路管理のほうに要望するのは、ここは右折レーンがあるんです、右折レーンがあるから広い、ほんで右折レーンの安全地帯がもう消えています、両方とも。ほんで、もう一つはドットラインというて、信号機のない交差点については、主な道路が行きやすいように、外側線がないところはドットラインちゅうて点々が引かれます。だから、真っすぐ通る人のためもあるんですけども、交差点に入ろうとする車について、頭が出ないように、ここは線があるから向こうから来るなというような認識を与えるためのドットラインでもあります。

○7番（国清一治君） 余り……。

○建設課長（柳澤裕之君） ほなけん、このあたりの要望はしないかなというふうなことで思っております。

○議長（笹 公一君） 中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） 議員ご指摘のお話の横断歩道でございますが、公安委員会の判断ということになるかと思しますので、町からの要望等が必要であれば、地元の要望書と町の要望書を添えて、公安委員会のほうに申し出をしたいと考えております。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 担当課に最後に聞きますが、この交差点は安全ですか、危険ですか、それだけ教えてください。

○議長（笹 公一君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） この交差点は、左折レーンとかいろいろあって広いんです。だから、余り交通量が多いと危険だなと感じてます。ほんで、線も消えてしまっているんで、歩行者とか車が右往左往するような形になってしまっ、事故が発生しとんかなというふうに思っております。

○議長（笹 公一君） 中瀬住民課長。

○住民課長（中瀬弘晴君） こちらのほうの交差点は、見通しがいいにもかかわらず、大変広い交差点と認識しております。何か対策ができないかということは考えさせていただきたいとは思っておりますが、何らかの対策は必要でないかと考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 安全か危険か。

○住民課長（中瀬弘晴君） 何だか対策が必要ということは、危険であろうかと認識はしております。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） はっきり言いますけれども、こういう時期ですので、町長に対する陳情とか要望を出す時期ではないと私は思っていますので、あえて町の動きを待って、3月議会でははっきり一般質問でやりますので、はっきりさせていただきたいなと思っています。

それでは、次に進みます。

次に、予算の関係で、繰越事業が6月会議で提案されました。たしか16議案で1億円余りだったと思いますが、そこで聞きたいのは、その事業がこの時点でほとんど済んだと思うんですけども、どんなですか、執行率はどれぐらいか、特におくれている事業があるのかどうか、総務課長。

○議長（笹 公一君） 企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 繰越事業の執行率のご質問であったかと思います。

まず、今回繰り越ししておりますのは3会計ございます。その中で、一般会計の執行率が全体で83.3%、簡易水道特別会計の執行率が83.4%、農業集落排水特別会計の執行率が97.9%、介護保険特別会計の執行率が100%となっております。こちらのほうは、あくまで会計上での執行率というふうなことです。事業が終わっているというふうな意味ではございません。

この中で、細かく言いますと、執行率が80%に達していない事業というのが、県単道路改良費が22.9%、住民基本台帳ネットワークシステム費が49.7%、臨時福祉給付金が75.1%というふうな3事業となっております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） これは繰越事業ですので、年度を越えることができません。以前に1件あったんですけども、それは特例の特例として、非常におくれている事業もあるということで、あえてもう質問はしませんが、早く3月を待たずして執行をしていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、新年度に向けて、もう既に予算編成に入られていると思いますけれども、これは副町長に聞きますが、新年度予算の編成方針を今どのように考えておられるのか。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 新年度予算についての予算編成方針ということでご質問いただきました。

来年度の予算編成につきましては、来年1月に町長選挙を控えているということもございますので、当初予算におきましては、まず通年予算としましては、骨格予算を編成することとしておりまして、その上で政策的な経費につきましては、肉づけ予算として5月補正予算、こちらのほうで計上しまして、あわせて本格予算としていきたいと考えております。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） そういうことになるとはと思いますが、決して新年度事業がおくれるようなことがあってはならないと思いますので、予算編成は3月時点で審議するようになると思いますが、後でこれができて、予算編成ができておらんかったということのないように、予算編成に努めていただきたいと思います。

以上で町民の声に対する質問を終わります。

○議長（笹 公一君） 国清議員の質問は終わりましたが、この件に関する関連質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 関連質問なしと認めます。

以上で町民の声に対する質問は終わりました。

~~~~~

○議長（笹 公一君） 日程第10、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については

原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で12月会議の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了です。

これで散会いたします。

お疲れさんでした。

午前11時43分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員